

# 公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例案について 提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先  
生活衛生課 総務・生活衛生諸営業グループ  
〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号  
電話：087-832-3211／FAX：087-862-3606  
E-mail：eisei@pref.kagawa.lg.jp

令和4年11月24日から令和4年12月23日までの1カ月間、公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例案について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、1人から1件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

## 〈ご意見の提出者数〉

個人 1件  
企業 0件  
団体 0件  
合計 1件

## 〈提出されたご意見の数〉

1 混浴制限年齢に関すること 1件  
2 その他 0件  
合 計 1件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>1 混浴制限年齢に関すること</p> <p>混浴制限年齢を引き下げることによって、子どもが溺れる可能性がある。一人で風呂に入れるのが何歳からという調査や県内の公衆浴場の深さを確認するなど、混浴制限については年齢基準ではなく身長基準で行ったかどうか。</p>	<p>国は「子供の発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」の研究報告等を踏まえて、「公衆浴場における衛生等管理要領」を令和2年12月に改正し、混浴を制限する年齢をおおむね10歳以上からおおむね7歳以上に引き下げました。</p> <p>上記の研究報告によると、子どもの発育発達が従前から変化しており、子どもや親、一般客の混浴に対する気持ち等から混浴制限年齢を引き下げることが望ましく、その引き下げにより、混浴に関するトラブルの防止や、子どもたちへの性的被害の防止、子どもたちの健やかな発育発達に寄与</p>

できるとされています。

香川県としては、国の改正趣旨や他の自治体の動向を踏まえ、混浴を制限する年齢を「10歳以上」から「7歳以上」に引下げることとしました。